

西成連区公民館事業推進委員会規約

(目的)

第1条 西成連区公民館事業推進委員会(以下「委員会」という。)は、西成連区の区域内住民の文化・体育の振興、教養の高揚及び親睦連携を図り、住みよい地域づくりに寄与するための公民館事業を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 一宮市公民館事業要項に記載されている次の6つの事業。

ア 魅力ある地域づくり事業

イ 家庭・青少年学習事業

ウ 成人・高齢者学習事業

エ 女性学習事業

オ 学習発表会事業

カ 体育レクリエーション事業

(2) 公民館施設を住民の集会その他公共の利用に供すること。

(3) 公民館施設利用グループの育成に関すること。

(4) 1号から3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するための各種の行事を行うこと。

(組織)

第3条 委員会に次の組織を置く。

(1) 本部

(2) 執行部

2 前項第2号の執行部は、次の4つの部で組織する。

(1) 家庭学習部

(2) 成人学習部

(3) 女性学習部

(4) 体育レクリエーション部

(本部役員)

第4条 本部は、次の役員で組織する。

(1) 連区公民館長 1名

(2) 副連区公民館長 4名

2 連区公民館長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

3 副連区公民館長は、各校下の公民館推進委員長をもって充て、連区公民館長が委嘱する。

4 副連区公民館長は、連区公民館長を補佐し、連区公民館長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 連区公民館長は、副連区公民館長の中から、会計及び監事を各々1名選任する。

(1) 会計は、委員会の経理をつかさどる。

(2) 監事は、委員会の会計を監査する。

6 副連区公民館長4名は、第3条第2項の執行部の各部を各々1つ主管する。

(執行部役員)

第5条 執行部の各部は、次の役員で組織する。

(1) 副連区公民館長

(2) 各校下から選出された公民館推進委員

2 執行部の各部に部長1名、副部長3名及び会計1名を置く。なお、会計は副部長の内1名が兼務する。

3 部長、副部長及び会計は、各校下で選任された各部代表者の互選で選出する。

4 執行部役員は、各部の事業を企画立案し、これを実施するとともに、公民館事業を各町会へPRする。

5 執行部に属さない事業及び全体的な事業は、本部において処理する。

(役員任期)

第6条 本部役員の任期は、公民館長が1期2年、その他の役員は原則1年とし、何れも再任を妨げない。

2 執行部役員の任期は、原則1年とし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、直ちに補充する。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(他団体との協働)

第7条 委員会は、連区内の各種団体の長で構成される協力部の役員に、事業運営に必要な助言及び協力を要請することができる。

(合同役員会)

第8条 委員会は、本部役員、執行部役員及び協力部の役員が出席する合同役員会を年に1回以上開催し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告を承認すること。

(2) 予算及び決算を承認すること。

(3) 規約の改廃を承認すること。

(4) 1号から3号に掲げるものの他、委員会に関し重要な事項。

2 合同役員会は、連区公民館長が招集する。

3 合同役員会の議長は、連区公民館長をもって充てる。

4 合同役員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他の会議)

第9条 委員会は、本部役員会、執行部各部役員会などの会議を開催することができる。

(経費)

第10条 委員会の経費は、一宮市からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約の改廃は、連区公民館長及び副連区公民館長の協議を経て、合同役員会の議決をもって定める。

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、連区公民館長及び副連区公民館長の協議を経て、連区公民館長が定める。

付 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。